政令第百四十一号

行政機関職員定員令の一部を改正する政令

内閣は、行政機関の職員の定員に関する法律（昭和四十四年法律第三十三号）第二条の規定に基づき、及び同法を実施するため、この政令を制定する。

行政機関職員定員令（昭和四十四年政令第百二十一号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項の表を次のように改める。

区分	定員	備考
内閣の機関	八八四人	うち、一五人は、特別職の職員の定員とする。
内閣府	一三、六五二人	うち、四七人は、特別職の職員の定員とする。
復興庁	一五八人	
総務省	五、二一八人	うち、一人は、特別職の職員の定員とする。
法務省	五二、四一三人	一　うち、一人は、特別職の職員の定員とする。 二　うち、一一、七九六人は、検察庁の職員の定員とする。
外務省	五、七四七人	うち、一五〇人は、特別職の職員の定員とする。
財務省	七一、一二六人	うち、一人は、特別職の職員の定員とする。
文部科学省	二、〇八六人	うち、一人は、特別職の職員の定員とする。
厚生労働省	三一、八五三人	うち、一人は、特別職の職員の定員とする。
農林水産省	二二、七三三人	うち、一人は、特別職の職員の定員とする。
経済産業省	八、〇八三人	うち、一人は、特別職の職員の定員とする。
国土交通省	五九、一六〇人	うち、一人は、特別職の職員の定員とする。
環境省	二、二一二人	うち、一人は、特別職の職員の定員とする。
防衛省	二一、四三一人	うち、二一、四〇二人は、特別職の職員の定員とする。
合計	二九六、七五六人	

第一条第二項の表を次のように改める。

区分	定員	備考
宮内庁	一、〇〇四人	うち、四七人は、特別職の職員の定員とする。
公正取引委員会	八二三人	事務総局の職員の定員とする。
国家公安委員会	七、七二一人	一　警察庁の職員の定員とする。 二　うち、二、〇八八人は、警察官の定員とする。
金融庁	一、五四七人	
消費者庁	二八九人	

附　則

（施行期日等）

1　この政令は、公布の日から施行し、改正後の行政機関職員定員令（以下「新令」という。）の規定は、平成二十五年四月一日から適用する。

（定員の期間別の特例）

2　新令第一条第一項の規定にかかわらず、次の表の区分の欄に掲げる機関の同項に規定する定員は、同表の期間の欄に掲げる期間においては、それぞれ同表の定員の欄及び備考の欄に掲げるとおりとする。

区分	期間	定員	備考
内閣府	平成二十五年六月三十日までの間	一三、七一二人	うち、四七人は、特別職の職員の定員とする。
	平成二十五年七月一日から同年九月三十日までの間	一三、六九一人	うち、四七人は、特別職の職員の定員とする。
	平成二十五年十月一日から同年十二月三十一日までの間	一三、六六五人	うち、四七人は、特別職の職員の定員とする。
総務省	平成二十五年九月三十日までの間	五、二四七人	うち、一人は、特別職の職員の定員とする。
法務省	平成二十五年九月三十日までの間	五二、四五四人	一　うち、一人は、特別職の職員の定員とする。 二　うち、一一、八一〇人は、検察庁の職員の定員とする。
	平成二十五年十月一日から同年十二月三十一日までの間	五二、四二七人	一　うち、一人は、特別職の職員の定員とする。 二　うち、一一、八一〇人は、検察庁の職員の定員とする。
外務省	平成二十五年六月三十日までの間	五、七四三人	うち、一五〇人は、特別職の職員の定員とする。
財務省	平成二十五年九月三十日までの間	七一、一九五人	うち、一人は、特別職の職員の定員とする。
文部科学省	平成二十五年九月三十日までの間	二、一二五人	うち、一人は、特別職の職員の定員とする。
農林水産省	平成二十五年六月三十日までの間	二二、八四八人	うち、一人は、特別職の職員の定員とする。
	平成二十五年七月一日から同年九月三十日までの間	二二、八一六人	うち、一人は、特別職の職員の定員とする。
	平成二十五年十月一日から同年十二月三十一日までの間	二二、七八三人	うち、一人は、特別職の職員の定員とする。
経済産業省	平成二十五年九月三十日までの間	八、一四四人	うち、一人は、特別職の職員の定員とする。
国土交通省	平成二十五年九月三十日までの間	五九、二五六人	うち、一人は、特別職の職員の定員とする。